介護用品「レンタルサービス」のご案内

安心してご利用していただけるよう専門スタッフがトータルにサポートいたします。

このカタログには、要介護認定を受けご自宅で療養される方と
その方を介護される方の日常生活に役立つ介護用品、介護機器及び介助用品等350点余が掲載されています。
そうした商品は、就寝介護のための〈ベッド〉、移動介護のための〈車いす〉〈歩行器〉等を中心に
様々な補助用品を含めより良い療養生活を送るために必要な商品ばかりです。
またより快適な生活を送るためのバリアフリーを目指す住宅リフォームの参考例も紹介しています。
私たちは公的資格を持った専門アドバイザーとしてこれらの商品のそれぞれの使い方を的確にアドバイスさせていただきます。
ご自宅でより快適な療養生活を送るためにぜひこの《ウイズケア・カタログ》をご活用ください。

尚、まだ居宅介護支援事業者に介護プランの作成を依頼されていない場合は、当社で事業者を紹介いたしますのでお申し付けください。

介護する方される方を、介護用品のレンタルサービスを通して
私たちウイズケアの専門アドバイザーが応援します。

1 ご相談・商品の選定

1. ご相談・お問い合わせは、ウイズケア福祉用具専門相談員にどうぞ。ご利用者に最適な福祉用具のアドバイス、福祉用具サービス計画書の作成（P.9参照）、介護保険などについてもご説明します。

2. お支払いいただく金額（ご利用者負担額）は、介護保険で認定される場合、商品の月額レンタル料の1割もしくは2割、また2018年8月より、特に所得の高い方の負担割合が3割になりました。（例えば、1ヶ月10,000円のレンタル料の場合、1割：1,000円／月、2割：2,000円／月、3割：3,000円／月です。）各商品ごとに併記していますのでご確認ください。また、レンタル料金は1商品ごとに〈1ヶ月単位〉で算出しています。レンタル開始日と終了日による期中料金は、右記の通りです。

レンタル開始日が…	その月の15日以前の場合	レンタル料は1ヶ月分の全額
	その月の16日以降の場合	レンタル料は1ヶ月分の半額
レンタル終了日が…	その月の15日以前の場合	レンタル料は1ヶ月分の半額
	その月の16日以降の場合	レンタル料は1ヶ月分の全額

◆キャンセル料金について
当日キャンセルは、1ヶ月分のレンタル料金の半額をお支払い頂きます。
（緊急入院など、やむを得ない場合を除きます。）

◆搬入費について
原則として搬入・搬出費は、無料ですが特殊作業（クレーンなどの重機の利用、2階以上に設置される場合等）が必要な場合には別途特殊作業費を頂きます。

2 納品・取扱い説明

原則として希望日（日・祝日を除く）に行います。（都合によりお伺いできない場合がございます。）納品は当社の専門員が直接お伺いし現場で組み立て、使用方法等について詳しくご説明します。

◎アセスメント
日常生活動作〈ADL〉を聴取します。
◎フィッティング
アセスメントを元に機器の調節をします。
◎機器説明
取扱説明書の内容を詳しく説明します。



3 ご契約

お届けした福祉用具をご確認後「レンタル契約書」「重要事項説明書」を取り交わします。尚、レンタル料金のお支払いは口座振替となっていますので、契約時に〈口座振替依頼書〉への記入、捺印もお願いします。
※2機種以上を同時にレンタルされた場合、合計金額でご請求します。

4 確認・調整

お届け10日以内にご連絡し、使用状況を確認します。必要があれば再度身体状況に合わせ、調整します。



5 アフターサービス・モニタリング・メンテナンス

訪問による定期点検（6ヶ月に一度程度）やお電話で適合状況を確認し、モニタリングシートを作成します。日常生活動作（ADL）が変化したなどの理由で商品の変更をする場合は、取扱店と同時に居宅介護支援事業者へもご連絡ください。

6 引き取り

レンタル終了のご連絡は電話などで、取扱店と居宅介護支援事業者のいずれにも「レンタル終了」の旨をご連絡ください。尚、取扱店が電話連絡を受けた日をレンタル契約満了日とし、原則として希望日（日・祝日を除く）にお引取に伺います。（都合によりお伺いできない場合がございます。）

7 洗浄・消毒・修理

レンタルが終了した福祉用具は、独自の徹底した衛生管理システムにより、洗浄、消毒、メンテナンスを実施します。
（詳細はP.7参照）



8 保管

再レンタル商品は、洗浄、消毒済みの福祉用具だけ保管する清潔倉庫にストックされます。（詳細はP.7参照）

